

地域ブランドの保護について

〔商標法の改正〕

目的： 地域ブランドをより適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援

※地域ブランドとは、地域発の商品・サービスのブランド化を通じ、地域経済の活性化につなげようとする取り組みのこと。

現行商標法の下での地域ブランド保護に関する問題点

【現状】

現行の商標法では、地域名と商品名からなる商標は、一定の要件の下でしか商標登録を受けることを認めていない。

登録を受けることができるのは、

- ①全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品であることを識別できる場合

(例：夕張メロン、
西陣織等)



- ②図形等を組み合わせた場合

(例：小田原かまぼこ、
大館曲げわっぱ等)



【問題点】

①の場合

全国的な知名度を獲得しないと登録を受けられない。



それまでの間に他者の便乗を排除できない。

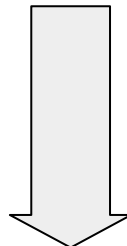
②の場合

図形と一体でないと使用できない。



異なる図形を付した同一文字の使用を排除できない。

知的財産推進計画2004
(平成16年5月27日知的財産戦略本部)



新産業創造戦略(平成16年5月経済産業省)

改正の内容

地域名と商品名からなる商標（地名入り商標）について、より早い段階で団体商標として登録を受けることを可能とする。

(具体的改正内容)

- ・地名入り商標について、事業協同組合や農業協同組合によって使用されたことにより、例えば、複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。
- ・地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われた場合に無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合に取消審判の対象とする。
- ・一方、地名入り商標の出願前から同一の商標を使用している第三者は、自己のためであれば当該商標を使用することができる。